

別記様式第1号(第四関係)

たけだちく
竹田地区活性化計画

福井県坂井市

平成26年2月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称 **竹田地区活性化計画**

都道府県名 **福井県**

市町村名 **坂井市**

地区名(※1)

竹田地区

計画期間(※2)

平成26年度～平成30年度

目 標 : (※3)

- 1 廃校となった竹田小中学校の有効活用及び旧竹田保育所等の既存施設の機能の見直しを図り交流人口を436,755人(H26～30)とする。(H21～25実績は427,755人)
(積算根拠) 小学校への宿泊: 市内小学5年生全員1,000人(H28年～) 地区外小学生500人(H29～) 販売促進施設: 10人×250日=2,500人(H29～)
- 2 空き家となった民家や地区集会場を活用し、計画期間内の人口減少率をH22～H25の減少率(9.70%)以内にすることを目標に流失を抑制し定住を促進する。
(積算根拠) H22.12月の人口433人 H25.12月の人口391人 $(433-391) \div 433 \times 100 = 9.70$

目標設定の考え方

地区の概要:

竹田地区は、坂井市東部の山間に位置する面積約5,000haの山林が大部分を占める中山間地(里部約100ha)である。坂井市丸岡町の市街地から約10kmの距離にあり、1日往復5便の路線バスが運行している。現在の人口は391人世帯数141世帯で、10年前と比較すると人口は25%、世帯数は10%の減であり急速に過疎化が進んできている地区である。

竹田地区の北部にある「たけくらべ広場」に20年前に植えられた80本のしだれ桜は、近年、その美しい姿が口コミで評判になってきており、この地域資源を活用したまちづくりを展開、竹田の里づくり協議会により、平成19年から、しだれ桜の植樹と里内の希望家庭にしだれ桜苗木の頒布という地域活動を展開してきた。平成20年からは毎年の開花時期に合わせて、たけくらべ広場のしだれ桜ライトアップイベントを開催、毎年4月には県内外から6万人を超える見物客が里内を埋めつくした。これを受け、市では地区中心部の国道沿いに農産物直売所「たけだや」を整備し、施設のシンボルとして北陸最大級の木製水車を設置し、山里のイメージアップにつなげる事業を実施した。このように、「しだれ桜の名所」として、竹田地区は一躍有名になってきており、過疎化が進む中山間地まちづくりの一つのヒントが見出されたものと思われ、これまでの地道な活動の成果が現れたことで、地区住民にまちづくりへの更なる熱意とまとまりが出てきている。

現状と課題

上記のような人口減少に伴い、平成18年3月に竹田保育所が廃園、また平成22年3月には竹田小学校が休校となり、平成26年3月に正式に廃校となる。今まで子供の声で溢れていた保育所・小中学校が相次いで廃園・廃校となったことで、地区からは活気がなくなり、地区自体の存続を危ぶむ声も出てきている。現在地区の各組織の中心を担っているのも50代以上の世代であり、自然豊かな里山であるこの竹田地区を存続させていくためにも、これらの施設を如何に利活用し、人口減少に歯止めをかけ地域の活性化につなげていけるかが課題である。

今後の展開方向等(※4)

竹田地区においては、竹田小学校の利活用を中心とした竹田地区全体の将来ビジョンを作成している。

この将来ビジョンでは、学校を「農山漁村体験滞在施設」及び「情報発信拠点施設」に、旧保育所を「販売促進(食材提供用)施設」に改修し活用していくこととしている。

地区住民はこの半年間、何度となく住民ワークショップを開催し、これらの施設を地区住民を中心に管理運営していく方を考えている。

今後、これらの施設を活用していくことで、農業体験や地域の食材をとおり青少年の健全育成の一助を担うとともに、子どもたちの大きな笑い声が地区内を元気にして、さらには、地区内で雇用が生まれ地域の活性化へとつなげ人口減少に歯止めをかける。

【記入要領】

※1 「地区名」欄には活性化計画の対象となる地区が複数ある場合には、すべて記入する。

※2 「計画期間」欄には、法第5条第2項第4号の規定により、定住等及び地域間交流を促進するために必要な取組の期間として、原則として3年から5年程度の期間を記載する。

※3 「目標」欄には、法第5条第3項第1号の規定により、設定した活性化計画の区域において、実現されるべき目標を、原則として定量的な指標を用いて具体的に記載する。

※4 「今後の展開方向等」欄には、「現状と課題」欄に記載した内容を、どのような取組で解消していくこととしているのかを、明確に記載する。

また、区域外で実施する必要がある事業がある場合には定住等及び地域間交流の促進にどのように寄与するかも明記する。

2 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第2号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
坂井市	竹田地区	自然環境等活用交流学習施設(農林漁業体験施設)	坂井市	有	ハ	
坂井市	竹田地区	地域資源活用総合交流促進施設(地域連携販売力強化施設)	坂井市	有	ハ	

(2) 法第5条第2項第3号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考
坂井市	竹田地区	こどもの夢と心を育む竹田の里づくり事業	坂井市	無	

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考
坂井市	竹田地区	鳥獣害被害対策促進事業	坂井市	この事業では主に捕獲檻や侵入防止柵の設置等のイノシシ被害対策を行ってきたが、イノシシ肉の利用には至っていない。今後ジビエ肉を活用する。

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

--

【記入要領】

- ※1 「法第5条第2項第2号に規定する事業」欄には、定住等及び地域間交流を促進するために必要であって、かつ、農林水産省所管の事業について記載する。なお、活性化計画の区域外で実施する事業は、備考欄に「区域外で実施」と記載する。
- ※2 「事業名(事業メニュー名)」欄に記載する事業のうち、交付金を希望する事業にあつては、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領別表1の「事業名」とあわせ、()書きで、「事業メニュー名」を記載すること。
- ※3 「法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別」の欄には、交付金希望の有無にかかわらず、該当するイ・ロ・ハ・ニのいずれかを記載する。
- ※4 「法第5条第2項第3号に規定する事業・事務」欄には、上段の(1)の表に記載した事業と一体となって、その効果を増大させるために必要な事業等を記載する。
- ※5 「関連事業」欄には、施行規則第2条第3号の規定により、上段(1)及び(2)の事業に関連して実施する事業を記載する。
- ※6 「他の地方公共団体との連携に関する事項」欄には、法第5条第3項第2号の規定により、他の地方公共団体との連携に関する具体的な内容について記載する。

3 活性化計画の区域(※1)

竹田地区(福井県坂井市)	区域面積(※2)	5,000ha
区域設定の考え方(※3)		
<p>①法第3条第1号関係： 当該区域は坂井市東部の山間に位置する面積約5,000haの山林が大部分を占める中山間地(内農林地4,950ha)であり、先人が広大な杉林を残している。 また、この地域は竹田川の源流地であり漁業組合が毎年鮎等の稚魚を放流し良好な漁場を抱えている。 地域の特産として、米、そば、自然薯、緑ぜんまい、その他山菜、鮎、イワナ等に加え、最近はイノシシ等の製品化を考えている。 地域の全就労者数は223人、うち農林漁業従事者数は23人で10.31%を占める。(H22国勢調査より)</p>		
<p>②法第3条第2号関係： 人口減少(H19年468人、H22年433人、H25年391人)から見て、遊休農地の解消、後継者育成等の農業振興による地域間交流及び定住を促進することが必要不可欠な地域である。</p>		
<p>③法第3条第3号関係： 当該区域は農山村地域であり、地区内の4集落は全てが農山業集落であり市街地を形成している区域は含んでいない。</p>		

【記入要領】

※1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。

※2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。

※3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

(1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m ²)	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類(※1)	土地所有者		権利の種類(※1)	土地所有者		農地(※2) 市民農園整備 促進法第2 条第2項第1号 イ・ロの別	市民農園施設 種別(※3)	
						氏名	住所		氏名	住所			
該当なし													

(2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

整備計画	種別(※5)	構造(※6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物	該当なし					
工作物	該当なし					
計						

(3)開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

--

【記入要領】

※1 「権利の種類」欄には、取得等する権利について「所有権」「地上権」「賃借権」「使用貸借」などについて記載する。

※2 「市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別」欄には、イまたはロを記載する。

※3 「種別」欄には市民農園施設の種別について「給水施設」「農機具収納施設」「休憩施設」などと記載する。

※4 (1)に記載した市民農園の用に供する市民農園施設のうち建築物及び工作物について種別毎に整理して記載する。

※5 「種別」には(※3)のうち、建築物及び工作物である施設の種別を記載する。

※6 「構造」については施設の構造について「木造平屋」「鉄筋コンクリート」などと記載する。

※ 市町村は、市民農園の整備に関する事業を実施しようとする農林漁業団体等より、市民農園整備促進法施行規則(平成2年農林水産省・

建設省令第1号)第9条第2項各号に掲げる図面の提出を受けておくことが望ましい。

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)	該当なし	
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(※2)	該当なし	
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3)	該当なし	
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4)	該当なし	
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)	該当なし	
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6)	該当なし	
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7)	該当なし	

※1の「農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針」欄は、法第5条第8項第1号の規定により、農用地の集団化等への配慮等農林地所有権移転等促進事業の実施に当たっての基本的な考え方を記載する。

※2の「移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法」欄には、法第5条第8項第2号の規定により、移転の対価を算定するときの基準について記載する。

また、支払いの方法については、例えば、「口座振込」など支払い方法が明確になるよう記載する。

※3の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準」欄には、法第5条第8項第3号の規定により、存続期間を設定する基準について記載する。

※4の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準」欄には、法第5条第8項第3号の規定により、残存期間を設定する基準について記載する。

※5の「設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法」欄には、地代又は、借賃をどのように算定するのか、支払いの方法についてはどのように行うのかを記載する。

※6の「農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件」欄には、例えば、有益費の償還等権利の条件の内容を記載する。

※7の「その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項」欄には、農林地所有権移転等促進事業によって成立する当事者間の法律関係が明らかになるよう、「賃貸借」「使用貸借」「売買」等を記載する。

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

- ・毎年のイベントの来場者や施設の利用者、宿泊者数を把握し、現状の検証をし評価を行う。
- ・人口の推移については住民基本台帳の数字にて確認し検証する
- ・住民アンケートの実施(生活、経済、環境などの分野)→住民が感じる視点
- ・地域活性化指標(交通、自然、教育、働く場所、所得、生活のゆとり、利便性など)の観点から見た評価→行政の客観的視点
- ・これまで竹田地区に関わっていただいた外部関係者(大学・農業・福祉・観光・子育て等)に目標が達成できているか、達成できていない場合は何が足りないのか意見を求める。

【記入要領】

- ※1 施行規則第2条第5号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。
なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、法施行後7年以内に見直すこととされていることにかんがみ、行われるものである。
その他、必要な事項があれば適宜記載する。

その他留意事項

- ①都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。
 - ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
 - ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
 - ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。
関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。
- ②法第6条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱(平成19年8月1日付け19企第100号農林水産事務次官依命通知)の定めるところによるものとする。